

中心市街地活性化資金の概要（令和8年4月1日創設）

市信用保証協会による訪問支援等により、資金繰りのみならず、多岐にわたる経営課題に対応することで、中心市街地内の中小企業者等の事業継続を支援し、ひいては中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

融資対象者	岐阜市中心市街地活性化基本計画の計画区域内において、事業を営む、または営もうとする者	
資金使途	設備資金（ただし、融資額の50%を上限に運転資金との併用も可能）	
融資限度額	2,500万円	
	創業関連特例が成立しない場合	創業関連特例が成立する場合
融資期間	15年以内（据置期間2年以内）	15年以内（据置期間2年以内）
融資利率	融資期間10年以内：年1.70% 融資期間10年超：年2.20%	融資期間10年以内：年1.70% 融資期間10年超：年2.20%
信用保証料	0.45%～1.90%	0.80%
信用保証料補填	0.45%～1.90% （事業者負担保証料ゼロ）	0.80% （事業者負担保証料ゼロ）
担保	必要に応じ求める	不要
保証区分	責任共有対象保証	責任共有対象外保証
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
期中支援 （訪問支援）	融資実行後、市信用保証協会による訪問及びヒアリングを実施し、支援機関等と連携しながら、経営課題等の解決に向けた支援を行う	
取扱開始	令和8年4月1日	

【訪問支援の流れ】

- （1）融資実行後、6カ月後、1年後、2年後、3年後を目途に市信用保証協会による訪問（金融機関同席可）
- （2）市信用保証協会のヒアリング等
- （3）市信用保証協会による経営課題等の解決に向けた支援の実施（必要に応じ、市や支援機関と協議の上、連携支援）
- （4）原則、訪問支援は3年目までとし、以後は決算状況等を見ながら課題等の解決に向けた方向性が決定するまで支援を継続